

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針の改正（案）について

令和3年1月21日

環境生活部廃棄物指導課

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針（平成28年9月15日策定）では、埋立て等に用いる再生土について、溶出量及び含有量の基準が定められていますが、このたび、国で定めている環境基準等が改正されたことに伴い、指針においても同様の見直しを行うほか、その他の所要の規定の整備を行おうとするものです。

1 改正（案）の概要

（1）基準値の改正（別表第1及び第2関係）

ア 溶出量基準

次に掲げる物質について、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）の基準値に合わせるものとします。

	改正案	現行
カドミウム	検液1リットルにつき <u>0.003ミリグラム</u> 以下	検液1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u> 以下
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.01ミリグラム</u> 以下	検液1リットルにつき <u>0.03ミリグラム</u> 以下

イ 含有量基準

次に掲げる物質について、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）の基準値に合わせるものとします。

	改正案	現行
カドミウム及びその化合物	再生土1キログラムにつき カドミウム <u>45ミリグラム</u> 以下	再生土1キログラムにつき カドミウム <u>150ミリグラ</u> <u>ム</u> 以下

(2) 測定方法の改正（別表第1及び第2関係）

地質の測定方法について、溶出にあつては「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法と、また、含有にあつては「土壌汚染対策法施行規則第6条第4項第2号の環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」（平成15年環境省告示第19号）に定める方法と同様のものとします。

(3) 実績報告書の提出時期の見直し（第11条関係）

再生土の製造事業者から毎年度提出を受ける実績報告書（別記第3号様式）については、毎年6月末までに自主的に提出することとされていますが、提出漏れが多いことから、県から求めがあつた場合に提出することとします。

(4) 規定の整備

前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、①再生土の地質検査に関して使用する用語及び様式を残土条例のものと合わせることに、②本則と別表の表記を横書きに統一すること、などの所要の規定の整備を行うこととします。

2 施行期日

改正後の指針は、令和3年4月1日から施行します。ただし、前記1(1)の改正は同年7月1日から施行することとし、必要な経過措置については、別に知事が定めることとします。